

東芝子会社巨額売却益の計上問題

－売却は完了しているのか、独禁法と会計との齟齬－

2016年7月1日 石川純治

拙稿「東芝の債務超過回避と巨額子会社売却益」（週刊『経営財務』2016年6月6日号）執筆のあと、7月1日に公正取引委員会の判断に関する記事が「朝日新聞」と「日経新聞」にでた。朝日が少し詳しいが、下記は、それに対する筆者の若干のコメントである。

● 7/1日経へのコメント

公取委「東芝メディカルを間接的にでも買収したとみなすことができないことから、違反に問えないと判断した」

→「間接的にでも買収したとみなすことができない」ということと、東芝側のキャノンへの子会社売却は完了していることとは、どうつじつまが合うか？

※ちなみに、富士フィルムのコメント「なぜ今回は認めるのか」はもっともなこと。

● 7/1朝日へのコメント

解説図の左側「実質的に売買が成立するおそれ」について

→事前届け出がない段階で、本当に売買が成立しているといえるのか？

→競争法と会計（基準、判断）に齟齬がある。

全体的コメント：

総じて、公取委の判断に関する記事だが、会計問題にはふれていない。出発点は巨額の子会社売却益計上の適正性、妥当性の問題だったはず（債務超過の回避という至上命令）。

会計判断は独禁法の蚊帳の外。「経営財務」の上記拙稿では、その全体的意図・実体を踏まえて会計判断されるべきだと主張したがー。ここに、独禁法と会計との齟齬をみる。会計とはそういうものだ、とは割り切れない思いがする。それは筆者だけだろうか。

キヤノン急いだ手続き

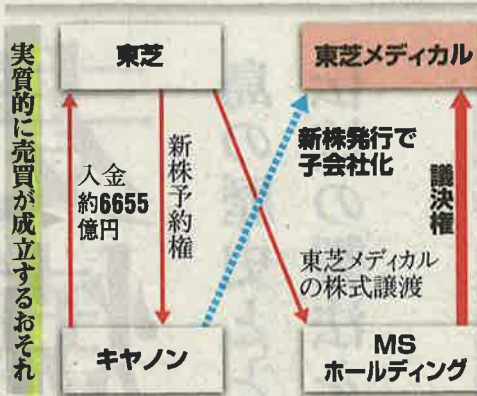
東芝子会社買収公取委が注意

キヤノンによる東芝メディカルシステムズの巨額買収を巡り、公正取引委員会がキヤノンに異例の注意を注いだ。キヤノンと東芝が「脱法的」行為に及んでま

で買収手続きを急いだのは、東芝の財務の悪化を食い止めるためだった。

東芝メディカルは、東芝が買収した。東芝が買収した。東芝が買収した。

- 公取委への届け出提出前の手続き
- 公取委の審査後に実施予定



MSホールディングは資本金3万円のペーパーカンパニー。代表者は元東京高裁長官53人

東芝は3月17日、キヤノンに対して東芝メディカルの新株予約権を渡し、キヤノンから約665.5億円の売却収入を得た。東芝メディカルの議決権付きの株式はMSホールディングという会社に渡した。東芝はこれをもちて売却が成立したとして、2016年3月期決算に売却益を計上した。

この売却益なしに、原発子会社ウェスチングハウス(WH)を減損処理していれば、東芝は債務超過に陥るところだった。「東芝の事情に沿った提案だった」とキヤノン幹部は打ち明ける。東芝の室町正志社長(当時)も4月、「キヤノンに深く感謝している」と語った。

議決権付きの株を持ったMSホールディングは、東芝がキヤノンに独占交渉権を与える前日の3月8日に設立された資本金わずか3万円のペーパーカンパニー。代表には吉戒修一元東京高裁長官ら3人が名を連ね、吉戒氏が勤務する法律事務所がある六本木ヒルズが本社所在地だ。

独禁法は、届け出から30日間は原則として買収手続きはできないと定めている。公取委は、MSホールディングを介した3者で取

引することで、事前届け出の前に実質的な売買が成立し、寡占が進むかどうかを審査する独禁法の事前届け出制度の趣旨が骨抜きにされた問題視した。

東芝メディカルの争奪戦に敗れた富士フィルムは30日、コメントを発表。「フェアな姿勢で臨んだ我々にとって、アンフェアな競争だった」(平林大輔)

キヤノンと東芝に 公取委が注意・指導

子会社買収手続き巡り

東芝の医療機器子会社

「東芝メディカルシステムズ」をキヤノンが買収する手続きについて、公正取引委員会は30日、独占禁止法違反につながるおそれがあるとしてキヤノンを注意し、東芝にも口頭で指導したことを明らかにした。買収は認められたが、独禁法が定める事前届け出義務を果たしていないことを問題視している。

▼経済面へ急いだ手続き 経営再建中の東芝は3月、東芝メディカルの株式

をキヤノンに約665.5億円で売却する契約を結び、キヤノンから全額の支払いを受けて、一時的な受け皿会社であるMSホールディングに株式を売却した、と発表した。キヤノンは東芝に入金し、東芝が2016年3月期決算に東芝メディカルの売却益(3817億円)を計上できる見通しがついた後、公取委に一連の手続きについて届け出た。

公取委はキヤノンの届け出のタイミングを問題視。

東芝メディカル株がMSホールディングに譲渡された時点で、実質的に東芝とキヤノンの間で売買が成立していた可能性があり、それ以前に届け出る必要があったと指摘した。

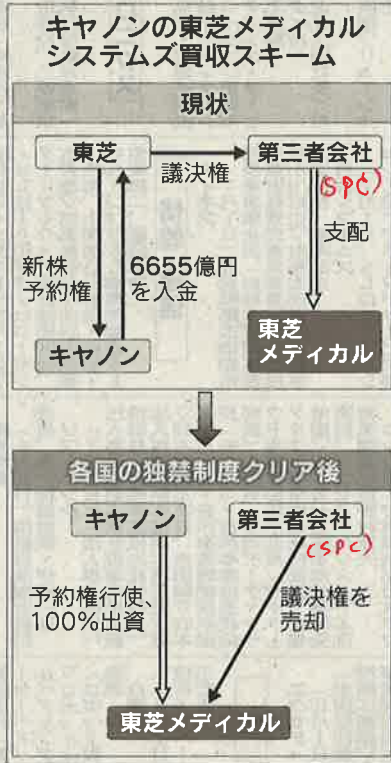
公取委はこうした手法を「脱法的」としながらも、「過去にないケースで明確なルールがなかった」などとして刑事罰につながる告発は見送った。ただ、今後同様のケースがあれば、違法と認定する方針も明らかにした。

公取委によると、一連の手続きはキヤノン側が東芝に提案する形で実行された。公取委の聞き取りに対し、両社とも「東芝の債務超過を回避することが目的だった」と説明したという。(高木真也)

公正取引委員会は30日、キヤノンによる東芝メディカルシステムズの買収を認めると発表した。公取委は買収は独占禁止法の問題はないとしたが手法を問題視。キヤノンが公取委への計画届け出前に東芝に買収代金を支払ったことが「制度の趣旨を逸脱している」として、キヤノンを注意した。今後は同じ手法は認めないとの見解も示した。

キヤノンは同日、公取委の注意を受け「真摯に受け止め、法令を順守する」とコメントした。注意は行政指導に当たる。公取委は東芝にも口頭で再発防止を申し入れた。キヤノンと東芝メディ

東芝メディカルの買収承認発表



公取委、手法を問題視

カルの親会社だった東芝は今年3月17日、東芝メディカルの全株式をキヤノンに6655億円で売却する契約を結んだ。通常、独禁法当局の審査を待ってから決済するが、東芝は財務が厳しく

3月末までに代金が必要だった。そこで東芝は東芝メディカル株を第三者の特別目的会社(SPC)に売却。キヤノンに東芝メディカルの新株予約権を渡し、契約日当日に代金を払い込んでもらっ

た。この手法について公取委は事前届け出義務に反する可能性があるとのみ調査していた。最終的に公取委はSPCがキヤノンの支配下になく、東芝メディカルを間接的にも買収したと

届け出前に支払い キヤノンを注意

公取委の品川武企業結合課長は会見で「前例のない事案で違反に問えないが問題がある行為」として「悪いがグレー。こうしたチャレンジはやめてほしい」と話した。今後同じ手法で企業買収する際、事前届け出がなければ刑事告発する。

キヤノンと買収を競った富士フイルムホールディングスは30日「今後は(同様の手法を)認めないのであれば、なぜ今回は認めるのか説明を求めたい」とコメントした。

みならず、違反に問えないと判断した。SPCは今でもキヤノン以外への東芝メディカル株の売却が可能なためた。